

<個人情報保護についての取り組み>

当院は、個人情報を下記の目的に利用し、その取扱いには細心の注意を払っております。お気づきの点は窓口までお気軽にお申し出ください。

院長

当院における個人情報の利用目的

医療提供

- ・ 当院での医療サービスの提供
- ・ 他の医療機関等との連携
- ・ 他の医療機関等からの照会への回答
- ・ 診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 検体検査業務の委託、その他の業務委託
- ・ ご家族等への病状説明
- ・ その他、医療提供に関する利用

診療費請求事務

- ・ 当院での医療・介護・労災・公的負担医療に関する事務及びその委託
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 公的負担医療に関する行政機関へのレセプトの提出、照会への回答
- ・ その他、医療・介護・労災・及び公的負担医療に関する診療費請求のための利用

当院の管理運営業務

- ・ 会計・経理
- ・ 医療事故等の報告
- ・ 医療サービスの向上
- ・ その他、当院の管理運営業務に関する利用

健康診断等における企業等への結果の通知

医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体・保険会社等への相談又は届出等

医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究

外部審査機関への情報提供

<診療報酬の算定について>

当院では、下記の診療報酬を算定しています。

明細書発行体制加算

- ・診療報酬の個別の区分・項目・名称・点数（金額）を記載した明細書を無料で交付しています。

夜間・早朝加算

- ・平成20年4月の診療報酬改正に伴い、土曜日の正午以降の受診について、診療によっては保険点数50点（1割負担：50円、3割負担：150円）が初・再診料に加算されます。

後発医薬品使用体制加算

- ・後発品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の供給が不足した場合、適切に変更する可能性があること及び変更する旨を十分に説明を行っております。

一般名処方加算

- ・医薬品の供給状況を踏まえ、保険薬局が銘柄によらず調剤出来るよう十分に説明の上、一般名処方（主にジェネリック医薬品）を行っております。

コンタクトレンズ検査料1

- ・コンタクトレンズ装用のために受診の方の眼科学的検査に係る費用
（特掲診療料 コンタクトレンズ検査料1 200点）
- ・コンタクトレンズ装用のための受診であっても、診療内容により異なった診療費用を算定する場合があります。
- ・コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で5年以内にコンタクトレンズ検査料を算定されたことの有る方の基本診療料は再診料を算定いたします。尚、治療を要する場合は別途費用がかかります。
- ・ご不明な点がございましたら、遠慮なくお尋ねください。

診療医師名：小栗 直美

眼科診療経験：平成3年から眼科診療

医療情報取得加算

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用にご理解・ご協力をお願いいたします。
- ・マイナ保険証の利用や問診票を通じて患者さまの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。オンライン資格確認の利用の有無にかかわらず、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時・再診時（3カ月に1回）ともに1点

医療DX推進体制整備加算

令和6年6月の診療報酬改定に伴う「医療DX推進体制整備」について以下のように対応いたします。

- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室において閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行する体制については電子カルテメーカーと協議中です。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について一定程度の実績を有しています。

ベースアップ評価料

当院では、診療報酬改定により新設された「ベースアップ評価料」を算定しております。

これは、医療従事者の処遇改善を行い、質の高い医療サービスを安定して提供するための取り組みです。患者様に安心して診療を受けていただく環境づくりのため、何卒ご理解をお願い申し上げます。

保険外負担に係る費用

- ・一般診断書 ￥2 2 0 0
- ・生命保険用診断書 ￥5 5 0 0
- ・身体障害等（内容により準じるものを含め） ￥7 7 0 0
- ・証明書 ￥2 2 0

< 指定医療機関届出 >

下記について届け出を行っています

- ・難病指定医療機関、難病指定医配置医療機関
- ・生活保護法
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の支援に関する法律に基づく指定医療機関